

実績調書類提出要領

4 海洋土木工事実績調書

(問合せ先：港湾課 港湾整備班 097-506-4622)

(1) 令和6年4月1日以降の施工実績(過去2ヶ年分)

令和6年4月1日から令和8年3月31日迄に完成または完成予定の以下に掲げる海洋土木工事について、元請として施工した実績を記入すること。

※海洋土木工事とは、海洋土木工事用作業船を使用した以下の工事

- ①防波堤、護岸、突堤等の外郭施設の築造・改良等の工事
- ②岸壁、栈橋、係船杭等の係留施設の築造・改良等の工事
- ③泊地、航路等の水域施設の築造・改良等の工事
- ④海岸、魚礁、増殖場の施設等及び飛行場の護岸の築造・改良等の工事

ただし、令和5年4月1日以降、大分県が海洋土木工事用作業船を使用する海洋土木工事として発注した工事においては、作業船使用の実績は問わない。

●施工実績に該当する海洋土木工事

◆県内企業

①発注者が「大分県」の場合

- ・大分県が発注した海洋土木工事の元請施工によるもの。

②発注者が「大分県内の市町村」の場合

- ・大分県以外の地方公共団体が発注した海洋土木工事の元請施工によるもの。

③発注者が「国」の場合

- ・九州内で国が発注した海洋土木工事の元請施工によるもの。

◆県外企業

①発注者が「大分県」の場合

- ・大分県が発注した海洋土木工事の元請施工によるもの。

②発注者が「国」の場合

- ・大分県内で国が発注した海洋土木工事の元請施工によるもの

※施工実績は元請けに限る（JVの場合は、出資比率20パーセント以上）

(2) 施工実績対象会社の条件(所在地)

◆県内企業

- ・大分県内の市町村に本店があること。

◆県外企業

- ・大分県との契約について委任を受けた営業所（支店等）の所在地が大分県内にあること。

(3) 提出資料

昨年度までに下記の調書・資料を提出済みの工事については、提出不要です。未提出の工事を対象に調書・資料の作成をお願いします。

①海洋土木工事実績調書

- ・提出して頂いた資料で再度、工事内容等を確認させて頂く場合がありますので、必ず担当者の部署、氏名を記載して下さい。
- ・記入例のとおり、海上施工（工事用船舶使用）であることがわかるように記載して下さい。ただし、令和5年4月1日以降、大分県が海洋土木工事用作業船を使用する海洋土木工事として発注した工事においては、作業船使用の実績は問わない。

②実績調書に記載した工事が証明出来る資料（コリンズ最終登録書（写し）又は、契約書（写し）等）

- ・コリンズの写しで作業船使用が確認できない場合は、工事写真等作業船使用状況が確認できる資料を添付して下さい。
- ・提出日時点で未完了の工事については、工事完了後、速やかに提出してください。

(4) 提出要領等

<提出方法> E-mailにて以下の要領で提出して下さい。

提出先 : 港湾課 港湾整備班（直通）097-506-4622

提出先アドレス : a17300@pref.oita.lg.jp

メール件名 : 海洋土木工事実績調書の提出について（会社名）

ファイル名 : （会社名）海洋土木工事実績調書

（会社名）<工事名>関連資料

※関連資料は1工事につき、1ファイルとして下さい。

<提出期限> 令和8年2月20日（金）